

・もくじ・

笠原町長挨拶	1頁
狩太町農業まつり	1
前町長退任挨拶	2
町議会	2
インフルエンザ予防疫種	3
火災予防条例	4.5.6

# 広報 かりぶと

狩太町の  
→世帯と人口←

10月31日現在住民登録

世帯数	1,365
総人口	8,076
男	3,900
女	4,176

## 笠原新町長は

十一月三日  
に就任致しました



## ごあいさつ

狩太町長 笠原 庄次

この度の町長任期満了による選挙に当り無投票当せんの結果となりました。十一月三日から公選三代目の町長に就任致しました。私の職分であります町民全体の福利、幸福利益の増進することに責任をもつて、情熱を傾けて努力致したい所存で御座います。何卒皆様方の心からの御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。

## 第一回狩太町農業まつりせまる

町では、農業構造改善推進のため、広く全町の農業者が一堂に集り各種発表会や意見交換などを次の要領により行うことになりましたので、多数参加されるよう望んでおります。

一、期日 昭和三十七年十二月一日（土曜日）  
二、場所 狩太高等学校  
三、実施内容

(1)研究発表	水稲の部 水稲優良品種に対する考察 桂 中村 米松
	畑作の部 馬鈴薯の優良品種に対する考察 北米 高田 一郎
	畜産の部 飼料作物の肥料試験について 農協青年部 川原 敏 則
(2)体験発表	八雲町酪農家実習から 宮田四日クラブ 三橋 サチ子
(3)報 告	新得方面視察から 狩太高校生 石山 弘 美
	全国青少年技術交換大会から 宮田四日クラブ 高木 文 雄
	全国青年道外研修及び 狩太連合青年団 高木 トシ子
(4)分科討論会 (テーマ)	狩太町の農業構造改善を如何なる方向に推進するか
	○水稲部会(助言者) 中村米松、牧野環、山森初男、山田徳次郎、吉田忠
	○畑作部会(助言者) 高田一郎、松田清生、都築平五郎、大野清磨、菅原精吉
	○畜産部会(助言者) 木島与四郎、片山幸作、千葉二郎、千葉与一、遠藤実
(5)総合討議	部会報告
日 程	開会式 九時 研究発表 九時三十分 分科討論 十時 総合討議 十時三十分 閉会式 十一時

## 町の日誌

二十一日	教育委員会
二十日	共同募金委員会
十九日	体育協会役員会
十八日	秋季消防演習
十七日	文化祭打合
十六日	地区労委員会
十五日	臨時町議会
十四日	営農改善推進機構指導部会
十三日	婦人会長会議
十二日	選挙管理委員会
十一日	道路期成会落成式打合
十日	農協理事會
九日	農業委員会
八日	てん菜専門委員会
七日	狩太町婦人会役員会
六日	選挙執行
五日	町議会議員補欠

11月25日は  
固定資産税3期分の  
納期です。



# 「あいつ」

高瀬 金次郎

晩秋の好天候に恵まれ、収穫や冬仕度に関わると多忙の日をお元気に過ごされておられること存じます。さて、このたび私は任期満了をもちまして、三期十二年の長い間、皆様の代表として、ご支援とご協力によりおあつかりした町政から去ることになりました。願ひみますと昭和七年から町政に議員として参画して参りましたが、とくに終戦を契機として新しい民主憲法の制定により新進の生活に歴史的な大きな転換期が訪れました。

しかし長い間の戦争の結果、補修されなかつた建築物、農用地等の荒れ方は極度にひどく、諸物資欠乏による統制経済のため、お互いに売るものもなく、加えて食糧難のため四苦八苦で漸く命脈を保つて参りました。

またこの時期と平行して全国の農村では農地改革の潮流により民主的な黎明期を迎えたわけでありまして、このような混乱した時期をのりこえ、初代民選町長鈴木五十治氏の時代に現在の町として昇格したのであります。

私は、この町制施行後の

同年十一月九日から皆様とともに住み良い郷土づくりのため努力して参りましたが、在職期間中終始、地域格差を解消し、産業の発展の基盤として道路整備に重点施策をとりつゝ、寒地農業確立の酪農振興や、農業後継者養成のため狩太高校の新設、また保健衛生施設として町立病院の移管新設または簡易水道の布設、或いは勤労者の住宅難解消のための公営住宅、新設等を実施して参りましたが、とりわけ私の永久に忘れられることのできないことは、昭和二十九年発展途上にある北海道を御巡幸の両陛下を当町で奉迎したとき、昭和二十九年十一月一日芙蓉橋と道路舗装改良工事竣功の開通式でテープを切つた時等の感激、今一つは建設当時予想し得ない集中豪雨による水害のため中央団地公営住宅の浸水及び流失、加えて芙蓉橋の流失などにより関係者の皆さんに多大なご不安とご迷惑をかけたことを衷心から深くお詫言申し上げます。

これから施策の実績から一つご満足いただけるものではなく、建設途上のものであります。任

期中大過なく過ぎさせて戴きましたことはひとえに皆様の協力のおかげと深く感謝する次第であります。

今や国内ばかりでなく世界の経済機構の影響を受け貿易の自由化や企業の合理化など、いわゆる近代化の傾向に直面して居るときに当り、ますます友愛と協力により、町及び皆様のこの発展とご健康を祈念し、お別れの挨拶とします。

町では十一月一日から三十日までの一ヶ月を納税強調月間として、町税等の滞納金を次の要領により整理することになりました。

整理の方法は

## 十一月は納税強調月間です

未納者の方は完納を！

1. 滞納のある方は、早く滞納分を整理していただきます。
2. 担当職員による滞納者の滞納力調査を行います。
3. いちどにどうしても整理出来ない場合は、短期間の暫約書による分割納付を認めます。
4. 悪質滞納者と思われる方については、財産差押処分をすることにいたします。
5. 滞納する能力が、全くない方は滞納処分の執行を停止します。

## 公営住宅八戸

さらに年度内建築さまる

十一月二十九日、町第九回町臨時議事会が議事堂で開かれた。この議事は、公営住宅建築の追加割当によるもので、明年五月三十一日まで完成される予定で、施設投資費四百三十六万四千五百円の追加予算が、くま

この財源として、地方交付税八十五万円、国庫補助金二百五十一万円、雑収入



十一月二十九日、町第九回町臨時議事会が議事堂で開かれた。この議事は、公営住宅建築の追加割当によるもので、明年五月三十一日まで完成される予定で、施設投資費四百三十六万四千五百円の追加予算が、くま

この財源として、地方交付税八十五万円、国庫補助金二百五十一万円、雑収入

## 国民貯蓄の日

近藤小・中学校子ども協同組合は、少額の蓄積のなから、大蔵大臣賞を受けました。

日銀総裁賞を受けました。

この日も銀行は、昭和二十四年四月一日設立以来児童、生徒、父兄、学校側が協力して少額でも貯蓄するよう、むだ使いをはぶき校内に購買部を設け、生徒自身の運営にまかされ、お

さる十月二十五日、町議会議員補欠選挙が行われましたが、開票の結果は次のとおりです。

一、二二一票 大越三郎  
一、〇〇〇票 河畑 静

無効投票 三五票  
合計二、九二〇票  
当日有権者の四、〇六九人に対し、七一・七六%の投票率でした。

## 大越三郎さん 河畑静さんが

新しく町議会議員になりました。

## ランプから電灯に

農村電化促進事業により

昆布地区のみづは、五十二万の二〇〇戸の方は、開拓以来六十余年間のランプ生活に別れをつけることになりかねた地域の方は、早くから電化の計画を一致協力して進めてきました。十月二十五日、灯火されました。

暗いランプの下で生活を続けてきた関係者は、電気がつくや急に明るく、生活に希望と喜びがわきました。

この事業は、農協が事業主体となり、利用者が資金を出しあつて施設をし、さらに利用組合で、北電より電力を購入して利用者に供給する方法です。

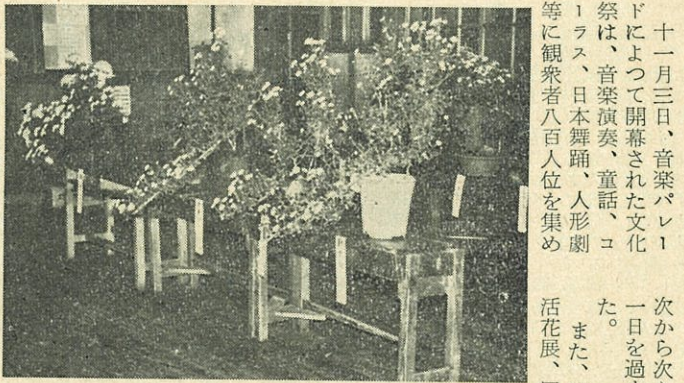
この方法で昨年は絹丘、板谷地区が電化されました。

## 菊薫る文化祭

十一月三日、音楽パレードによつて開幕された文化祭は、音楽演奏、童話、ユークラス、日本舞踊、人形劇等に観衆者八百人位を集めました。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。



次から次へ喜びと楽しさの一日を過ごすことができました。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

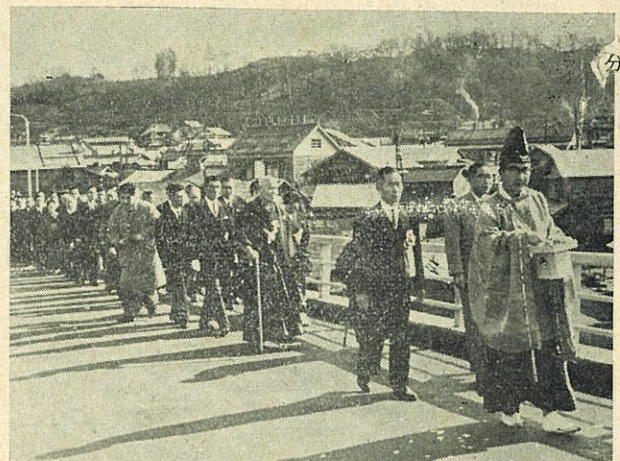
また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

菊花展には、元町の入倉寅治氏、原孫右衛門氏、市街の沢野慶三氏、笠原みどりさん等が出品されたが、上の写真はその会場の一部です。

また、展示会は、菊花展、写真展、児童生徒作品展等の展示会があつて、これもまた盛大な展示会でした。

## 芙蓉橋と道路舗装が完成

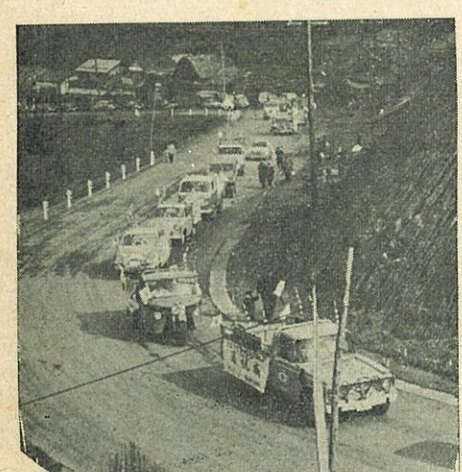
盛大だった渡りぞめやパレード



しづしづと渡りぞめ

芙蓉橋の十一月一日、早晩より降る冷雨も晴れあがつた午前十時から、待望久しかつた芙蓉橋架け替えと市街道路舗装完成を祝う完工式及び祝賀式が町外来賓多数参加し、花火の打上げを合図とともに盛大に行われました。

この日は、芙蓉橋のためとて小樽土木現業所長、高瀬町長の手で紅白のテープが切られ、佐藤俊一さん三



自動車28台によるパレード風景

芙蓉橋の十一月一日、早晩より降る冷雨も晴れあがつた午前十時から、待望久しかつた芙蓉橋架け替えと市街道路舗装完成を祝う完工式及び祝賀式が町外来賓多数参加し、花火の打上げを合図とともに盛大に行われました。

この日は、芙蓉橋のためとて小樽土木現業所長、高瀬町長の手で紅白のテープが切られ、佐藤俊一さん三

「インフルエンザ」の予防接種

これから、だんだん寒くなつてきますが、ことしは昨年より、風邪が流行すると予測されますので、町では、次の日程により、全町民の方を対象にして予防接種を行いますので、お知らせします。

○接種料金は、二回で十三才未満百円、十四才以上二百円となつております。

月	日	時	間	場	所
11月	20日	1.00	~	3.30	役場議事堂
(2回目)	27日	3.30	~	4.00	近藤小学校
11月	22日	1.30	~	2.00	宮田小学校
(2回目)	29日	2.00	~	2.30	福井小学校
		2.30	~	3.00	桂中学校
11月	24日	1.30	~	2.00	曾我小学校
(2回目)	12月1日	2.00	~	2.30	藤山小学校



# まちの条例

## 狩太町 火災予防条例 のあらまし (その2)

去る九月五日開かれた第七回狩太町臨時議会で狩太町火災予防条例が可決されて来る十二月十日から施行されます。この条例は非常に条文が長いため前号につづいて今回は皆さんの日常生活とつながりのある第三章についてお知らせします。

### 第三章

#### 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

- 炉及びかまどの位置及び構造の基準は次のとおりとする
  1. 建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から火災予防上、安全な距離を保つこと。
  2. 多衆調理用又は作業用その他大規模な炉又はかまどの類を設ける場合は次の基準によること。
    - イ、上方の可燃物から一、五m以上はなすこと。
    - ロ、たき口の前面は一、二m以上の空所を保つこと。
    - ハ、側方の可燃性部分は、床面からかまどの上部三十cm以上の部分まで耐火構造又は防火構造とし、かつ二十五cm以上はなすこと。ただし耐火構造の場合はこの限りでない。
  3. 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
  4. 可燃物のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
  5. 屋内に設ける場合にあつては、土間又は金属以外の不燃材料(コンクリート、レンガ、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しつくい、その他これらに類する不燃性の材料をいう。以下同じ)で造つた床面に設けること。ただし不燃材料で造つた台面上に設ける場合はこの限りでない。
  6. 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
  7. しよう撃、振動により容易に亀裂又は破損を生じない構造とすること。
  8. 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

- 9. 開放炉又は常時油類その他これに類する危険物を煮沸するかまどにあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるよう火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効なしやへいを設けること。
- 10. 溶融物があふれるおそれのある構造の炉又はかまどにあつては、あふれた溶融物が着火する危険のないように安全に誘導する装置を設けること。
- 11. 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉又はかまどに付置する取灰入れ、灰捨場及び燃料置場については次のこと。
  - イ、取灰入れは、ふたのある不燃性のものを付置すること。この場合、不燃材料以外の材料で造つた床面に取灰入れを設けるとは、不燃材料で造つた台面上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。
  - ロ、灰捨場は不燃材料で造り、建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から火災予防上、安全な距離を保つこと。ただし十分な広さを有する空地等に灰捨場を設ける場合で、燃えがら等の飛散しないよう火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。
  - ハ、多量の燃料を使用する場合の燃料置場は、火源と火災予防上安全な距離を保つこと。
  - ニ、軽油、重油、その他の液体燃料を使用する炉、又はかまどのうち屋内に設けるものにあつては、壁及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)の炉又はかまどに面する壁面(開口部がある場合は戸)及び天井の仕上げを不燃材料又は準不燃材料(木毛セメント板、石こう板、その他の建築材料で不燃材料に準ずる防火性能を有するものとし建設大臣が指定するものをいう。以下同じ)でした室内に設けるとともに、その附属設備については次に掲げること。ただし、炉又はかまどの構造等により、火災予防上支障がない場合はこの限りでない。
    - イ、燃料槽は、使用中燃料がもれ、あふれ又は飛散しない構造とすること。
    - ロ、燃料槽は、たき口との間に二m以上の水平距離を保つか、又は防火上有効なしやへいを設けること。ただし油温がいちじく以上昇るおそれのない燃料槽にあつてはこの限りでない。
    - ハ、燃料槽は厚さ一、二%以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で造ること。
    - ニ、燃料槽を屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造つた床面に設けること。

- ホ、燃料槽の加台は、不燃材料で造ること。
- ヘ、燃料槽には、非常の場合において燃料の供給を断つ有効な開閉弁を設けること。
- ト、燃料槽又は配管には有効な過装置を設けること。
- チ、燃料を予熱する方式の炉又はかまどにあつては、燃料槽又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに過度の予熱を防止する措置を講ずること。
- テ、軽油、重油、その他の液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉又はかまどにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、配管は金属管を用いること。
- 14. 電気を熱源とする炉又はかまどにあつては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。
- 炉及びかまどの管理の基準は次のとおりとする
  1. 炉及びかまどの周囲は常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
  2. 炉又はかまど及びその附属設備は、必要な点検を行ない、火災予防上有効に保持すること。
  3. 電気を熱源とする炉又はかまどにあつては、前号の点検を熟練者に行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ保存すること。
  4. 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
  5. 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉又はかまどにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
  6. 燃料槽又は燃料容器は、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくはしよう撃を防止するために必要な措置を講ずること。
- ボイラーの位置及び構造の基準は次のとおりとする
  1. 屋内に設けるボイラーにあつては床を耐火構造とし壁及び天井又はこれに相当する部分の室内に面する部分を建築基準法施行令に該当する構造又はこれと同等以上の防火性能を有する構造とした室内に設けること。
  2. 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及び、これらに接触する部分をけいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
  3. 引火性の熱媒を使用するボイラーにあつては、その

各部分を熱媒又はその蒸気もれない構造とするとともに安全装置は熱媒又はその蒸気を安全な場所に導くように設けること。

ロ、その他の煙突は六十cm以上とすること。ただし屋根がまぶさきの場合は一、五m以上、わらぶきの場合三m以上とすること。

● 乾燥設備の位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
2. 室内の温度が上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること

#### ● ストープ(移動式のものを除く)の位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 壁若しくは天井又は周囲の可燃物から側方は六十cm以上、上方は一、五m以上はなして据え付けること。ただし防火構造又はこれと同等以上の防火性能を有する壁体にする距離は三十cmまで減ずることができる。
2. 特殊な構造、燃料又は使用状況により火災予防上危険と認められるストープにあつては、鉄板その他の不燃材料で遮熱の設備をすること。ただし、周囲の可燃物との間に火災予防上安全な空間を保有する場合はこの限りでない。
3. 鉄板製ストープの足の高さは五cm以上とし、かつ底面に有効な遮熱の装置をすること。
4. 薪、石炭その他の固体燃料を使用するストープにあつては有効な広さをもつ不燃材料で造つたたきがら受けを付設すること。

7. 煙突の高さは、その先端から水平距離一m以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60cm以上高くすること。
8. 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は可燃物から三〇cm(ボイラー、ストープ、炉又はかまどの火床から一、八m以内にある部分は四十五cm)以上はなすこと。ただし厚さ十cm以上の金属以外の不燃材料で被覆する場合はこの限りでない。
9. 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は、小屋裏、床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆しかつ周囲を点検できる空間を設けること。
10. 可燃性の壁、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、又は遮熱材料で有効に被覆すること。
11. 眼鏡石は壁等の厚さ以上とし、かつ穴の外周から壁体等までの幅は、煙突の内径が十三・七cm以下の場合十cm以上、十三・七cmをこえる場合は煙突の内径以上とすること。ただし、ボイラー、ストープ、炉又はかまどの火床から一、八m以内の部分に設ける場合は、煙突の内径の一、五倍以上とすること。

1. 天井、上方のたな等の可燃性の部分から六十cm以上の距離を保つこと。ただし、これらの部分から十五cm以上離れた不燃性の天蓋及び屋外に通ずる排気筒を設けたときは、この限りでない。
2. 壁、柱等の可燃性の部分に取り付けるものにあつては、ガス湯沸設備と取付面との間に四・五cm以上の距離を保つこと。
3. ガス湯沸設備から十五cm以内の距離にある壁、柱等可燃性の部分は、石綿板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆すること。

#### ● 煙突及び煙道の位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 煙突及び煙道は、設備又は器具に応じて適当な大き及び高さをもたせること。
2. ほうろく及び金属製の煙突は、その継目におけるくい合せを〇・八cm以上、差込みは九cm以上とすること
3. 陶管製煙突は、その継目をセメントモルタル、しつくい又は粘土等でうめること。
4. 石綿製煙突は、その継目を幅十cm以上の不燃材料で被覆すること。
5. 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
6. 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を次の基準によること。

1. 背面及び側面と壁等との間に十cm以上の間隔を保つこと。ただし壁等が耐火構造の場合にあつてこの限りでない。
2. 厚さ二十cm以上の鉄筋コンクリート造、又は厚さが二十五cm以上の無筋コンクリート造、レンガ造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ背面の状況を点検することができる構造とすること。
3. ベチカ及びオンドルは、火床から一、八m以内の可燃物に接する部分は厚さ二十cm以上の金属以外の不燃材料で造ること。

1. 壁、天井(天井のない場合においては屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしる室内に設けること。
2. 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
3. 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。

イ、営業に關し、使用する火たき場等、大規模の煙突は三m以上とすること。ただし火災予防上安全な構造とした場合は、この限りでない。

前項に規定するものほか、壁付暖炉、ベチカ及びオンドルの位置、構造及び管理の基準については炉及びかまどの基準(1、2、6及び8から10まで並びに炉及びかまどの管理の基準の3を除く)の規定を準用する。

● グラビヤ印刷機、コムプレッター、起毛機、反毛機、その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という)の位置、構造及び管理の基準は次のとおりとする。



4. 火花を生ずる設備のある室内において、常に整理及び清掃に努めるとともにみだりに火気を使用しないこと。火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

● こんろ及び移動式のストーブの取扱いの基準は次のとおりとする。

1. 材料の性質等に応じ、可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。
2. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブは、可燃物から上方は一・五m以上側方は五十cm以上はなすこと。ただし、周囲が不燃材料でおおわれている場合は、側方の距離を十五cmまで減ずることが出来る。
3. 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
4. 不燃性の床土又は台上で使用すること。ただし、防火上安全な構造のこんろ又は移動式のストーブについてはこの限りでない。
5. 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
6. 本来の使用目的以外に使用しないこと。
7. 本来の燃料以外の燃料を使用しないこと。
8. こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
9. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブにあつては、使用中燃料を補給しないこと。また漏れ、あふれた燃料を受けるための皿を設けること。
10. 燃料容器は、燃料の性質等に依り遮光し、又は転倒若しくは、しよう撃を防止するために必要な措置を講ずること。

● 火鉢 について

● 固体燃料を使用する火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間をおくか、又は砂等を入れて使用しなければならぬ。

● 前項に規定するものほか、火鉢の取扱いの基準については、こんろ及び移動式のストーブの一、三、五及び七の規定を準用する。

● 置こたつ について

● 固体燃料を使用する置こたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台の上に置いて使用しなければならぬ。ただし、防火上安全な構造の置こたつについては

この限りでない。前項に規定するものほか、置こたつの取扱いの基準については、こんろ及び移動式のストーブの5及び8の規定を準用する。

● 火 消 つ ば

● 火消つばの取扱いの基準については、こんろ及び移動式ストーブの1、3及び5の規定を準用する。

● アイロン及びこてについて

● アイロン又はこては、使用中において可燃物の上に放置してはならない。前項に規定するものほか、アイロン及びこての取扱いの基準については、こんろ及び移動式ストーブの規定を準用する。

● 火の使用に関する制限等

● 喫煙等 について

● 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集會場の舞台、客席、その他火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所等が指定する場所においては、喫煙し、又は裸火を使用してはならない。ただし上演のため特に必要な場合において、町長が火災予防上支障がないと認めるときはこの限りでない。

1. 前項の町長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識を二箇以上設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
2. 町長が指定する場所を有する劇場等には階ごとに喫煙所を設けてその旨を表示し、適当な数の吸いがら容器を置かなければならない。
3. 前項の喫煙所は、客席及びろう下の必要幅員（客席の床面積の合計が二百㎡以下のときは一・四m、木造の劇場等の場合は一・六m）にそのこえる床面積十㎡（その端数は十㎡とみなす）ごとに一㎡を加算した幅員をいう）以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。
4. 町長の指定する場所の関係者は、禁止場所で喫煙しているものがあるときは、これを制止しなければならない。

● 装飾用物品 について

● 劇場等又はキャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という）で使用するどん帳、造花その他の装飾用物品、大道具又は小道具

で可燃性のものには防火処理を施さなければならない。

● たき火 について

● 引火性又はばく発性の物品その他の可燃物の近くにおいて、たき火をしてはならない。

● がん具用煙火 について

● がん具用煙火は、火災予防上、支障のある場所で消費してはならない。がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施したおおいをするともに、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

● 化学実験等 について

● 化学実験等において引火性の蒸気を発生する物品を加熱する場合においては次に定めるところによらなければならない。

1. 火粉が飛散し又火炎が伸長するおそれのある燃料を使用するときは引火防止のため有効な措置を講ずること。
2. 温度の過昇により加熱される物品があふれないように熱源を調整すること。

● 前項に規定するものほか火災予防上有効な措置を講ずること。

● ガス又は電気による溶接作業等 について

● 引火性又は、ばく発性の物品その他の可燃物の近くにおいて、ガス若しくは電気による溶接作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業又はびよう打作業をしてはならない。

● 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

● 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の定めるところによらなければならない。

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性、又は、ばく発性の物品、その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
5. 残火（タバコの吸がらを含む）取灰又は火粉を始末すること。
6. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

〔今回は第四章です〕